

仕 様 書

1 業務名

立山博物館展示館 2 階展示刷新業務
(立山信仰1300年ストーリー理解促進事業)

2 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 10 日まで

3 業務の趣旨

富山県〔立山博物館〕（以下「立山博物館」という。）の展示館 2 階の常設展示第 2 展示室「立山信仰の世界」において、立山の開山からおよそ 1300 年に及ぶ立山信仰の歴史を軸に、それを育む舞台となった立山の自然、そして人々の営みといった、様々な要素の関係性をより明確に伝え、立山の文化と歴史について、今以上に伝えることができる展示とするため、ゾーンサイン、解説パネルの見直し、タッチパネルディスプレイの導入等を行い、展示を刷新するもの。

4 業務内容

立山博物館展示館 2 階第 2 展示室において、以下の展示の改修を行う。

- (1) 展示館 2 階第 2 展示室の展示概略・流れの説明を行う案内板及び「Ⅰ 立山信仰の世界」ゾーンのゾーンサインの役割を果たすサインを新たに企画・製作し、設置すること。日本語の記載に加え多言語化（英語併記）を行うこと。なお、設置位置については、（別紙）参考写真 A に記載する位置を想定しているが、その他適切な位置があれば、提案すること。
- (2) 以下の展示ゾーンのゾーンサインの表示面を新たに製作し、既存のゾーンサインの表示面と置き換えること（全 6 基）。日本語の記載に加え多言語化（英語併記）を行うこと（（別紙）参考写真 B 参照）。なお、設置位置について再検討を行い、必要に応じ、より適切な位置へ移設すること。
 - Ⅱ 立山が開かれる
 - Ⅲ 立山に地獄あり
 - Ⅳ おんばさまに寄せたところ
 - Ⅴ 立山に登拝する
 - Ⅵ 広まる立山信仰
 - Ⅶ 新しい時代の中へ
- (3) 以下の展示ゾーン、展示コーナー及び展示に係る解説を新たに製作し、新設もしくは既存の解説パネルと置き換えること。新たに製作する解説は、解説パネルに限らず、タッチパネルモニタを活用するなど各コーナーの展示にあわせて工夫を凝らすこと。タッチパネルモニタを活用する場合、使用するディスプレイは、設置場所に応じた適切なものを選択すること。日本語の記載に加え多言語化（英語併記）を行うこと。
 - Ⅱ 立山が開かれる
 - ア 修験の山
 - イ 立山開山
※立山開山伝説を来館者が物語りとして理解できる展示となるよう、適切な展示手法を採用すること。
 - ウ 立山信仰ゆかりの地
※県内の立山信仰ゆかりの地について、来館者が地理的位置関係とともに理解できる展示となるよう、適切な展示手法を採用すること。
 - Ⅳ おんばさまに寄せたところ
 - エ 布橋を渡る

- オ うば尊像
- V 立山に登拝する
- カ 立山登拝のようす
- ・立山参詣の道
 - ・立山登山案内図
- ※複数の山絵図を比較して閲覧することができる展示となるよう、適切な展示手法を採用すること。
- キ 宿坊界隈の賑わい
- ・宿坊の仏像
- VI 広まる立山信仰
- ク 絵解きの旅
- ケ 立山に寄せたところ（三禅定）
- コ 立山を守った人々
- VII 新しい時代の中へ
- サ 廃仏の嵐の中で
- ※県内に散逸した立山信仰に関わる文化財について、来館者が地理的位置関係とともに理解できる展示となるよう、適切な展示手法を採用すること。
- シ 近代登山の山へ
- ・立山炭鉱
 - ・登山史・奉幣使年表
- ※（別紙）参考写真Cに記載する位置への年表の移設も行うこと。
- ・立山黒部アルペンルートの開通（新規設置）
- ※写真資料等多用し、来館者が理解を深められる展示となるよう、適切な展示手法を採用すること。

(4) 「Ⅲ 立山に地獄あり」ゾーン内の展示に係る解説を新たに製作し、新設もしくは既存の解説パネルと置き換えること。日本語の記載に加え多言語化（英語併記）を行うこと。なお、展示に係る解説の視認性の向上も図ること。それにあたっては、LED照明やバックライトの設置などが考えられるが、各展示解説に応じた適切な視認性向上の手法を選択すること。

(5) 立山博物館は、特色ある施設や文化資源が分散配置されており、展示館を核としながら各施設等を観覧することで、立山の文化・歴史を深く学べる仕掛けとなっている。それら施設等の観覧を促すよう、展示館2階の各展示箇所において、その展示に関連する施設・文化資源の案内・解説を掲示すること。その手法については、各展示箇所に応じた適切な手法を採用すること。

(例) 広まる立山信仰コーナーの立山曼荼羅の展示において、立山曼荼羅の世界観を楽しみながら学べる体験型施設「まんだら遊苑」の案内・解説を掲示し施設への誘導を行う。

(6) 「Ⅶ 新しい時代の中へ」ゾーン内の石仏展示を、「Ⅴ 立山に登拝する」ゾーンに移設すること。移設にあたっては、展示ケースを新たに設置する（3基）とともに、そのケースにLED照明を設けること。設置するケースは、エアタイトでなくてもよいが、アートソープ等の格納場所を設けるなど、資料の展示に配慮したものとし、紫外線等有害光線の遮蔽を行うこと。また、新たに各石仏の解説パネルを設置すること（3枚）。日本語の記載に加え多言語化（英語併記）を行うこと。（別紙）参考写真D参照

(7) 以下の展示ケース及びジオラマ模型に係る照明設備をLEDに置き替えること。一部においては、新たに設置（増設）すること。使用する照明機材は高演色（Ra90以上）で明るさ及び色温度の調整が可能なものであり、可能な限り0 luxまで暗くすることができ、配光に配慮したものとする。こと。（別紙）参考写真

E参照)

- ア 随心院ケース（演出照明一式LEDに置き換え）
- イ 布橋勸進記ケース（演出照明一式LEDに置き換え）
- ウ 布橋ジオラマ模型（スポットライト7台LEDに置き換え+1台LED増設）
- エ 別當奉加帳ケース（演出照明一式LEDに置き換え）
- オ 檀那場情景ジオラマ（スポットライト8台LEDに置き換え）

(8) 「Ⅶ 新しい時代の中へ」ゾーンにおいて移動式覗きケースを新たに設置する(2基)とともに、そのケースにLED照明を設けること。使用する照明機材は高演色(Ra90以上)で明るさ及び色温度の調整が可能なものであり、可能な限り0luxまで暗くすることができ、配光に配慮したものとすること。ケース内の展示物は適宜入れ替えることを想定しており、それに応じたケースを設置すること。ケースは、アートソープ等の格納場所を設けるなど、資料の展示に配慮したものとし、紫外線等有害光線の遮蔽を行うこと。大きさは、以下のものを想定している。

外寸 幅1,800mm程度×高さ850mm程度×奥行900mm程度

ケース内の展示物の位置 床面高さ550mm~600mm程度

なお、設置位置については、(別紙)参考写真Fに記載する位置を想定しているが、その他適切な位置があれば、提案すること。

5 著作権等

- ア 受注者は富山県の許可なく成果物を展示、上映、放送、配信に使用または流用してはならない。また、業務完了後は機器故障等に備えた修理・復元等に必要なものを除き、本業務実施のために得た一切の書類及びデータを適切に破棄しなければならない。
- イ 富山県は、広報・宣伝、教育普及をはじめ博物館活動の範囲内での使用を目的とする場合に限り、表示画面や機器そのものについて、自身又は他者による撮影等(静止画及び動画、画面キャプチャを含む)による複製が可能なものとする。
- ウ 成果物及び受注者が撮影、制作した動画・静止画素材についての著作権等の権利は受注者に帰属するが、成果物に使用された部分について、本業務以前に受注者が所有していたものを除き、他の目的に利用しようとする場合には、その可否について事前に富山県に相談の上、使用可能な場合は許可を得るものとする。
- エ 本業務実施のために第三者が所有する素材等を使用する場合は、受注者において著作権等、権利に関する処理を行うものとする。
- オ 万一、本業務の実施において、第三者の著作権及びその他の権利に関わる紛争が生じた際には、受注者においてこれに対応するものとし、富山県はその責を負わない。
- カ 双方いずれかにおいて、著作権等の取扱いについて疑義が生じた際は、双方協議の上、対応することとする。

6 その他

- (1) 本業務の遂行にあたっては、以下の点に留意すること。
 - ・受注者は、本仕様書に定めのない事項であっても、本業務の目的を達成するためにより良い手段等があると認めた際には、積極的に提案することができる。追加で提案のあった事項の実施については、立山博物館担当者と協議の上これを決定する。
 - ・本業務では立山博物館デザインガイドラインに則して、デザイン・意匠の検討を行うこと。また、別途立山博物館が指定するデザインコンサルタントがデザインについて指導・助言を行うため、これに従うこと。
 - ・解説文等は、英文も含め、原則立山博物館から支給する。

- ・解説パネル等に用いる映像（静止画・動画）は、受託者においてこれを調達すること。また、これにかかる権利処理については、基本的に受託者においてこれを行うこととする。
- ・業務の進捗状況については、立山博物館担当者に適宜報告すること。
- ・設置にかかる位置及び方法等については、立山博物館担当者と協議の上決定すること。
- ・作業（現地の視察、測量等を含む。）を行うときは、あらかじめ立山博物館担当者と日時の調整を行ったうえで行うこと。
- ・設置にあたっては、転倒・落下等が生じることのない方法について十分検討し、立山博物館担当者の了承を得ること。また、設置時においては必要に応じ立山博物館担当者の指示に従うこと。
- ・立山博物館来館者への安全対策を十分行うこと。作業にあたり、来館者の立入制限を行う必要がある場合は、事前に立山博物館担当者と十分調整すること。
- ・作業にあたっては、施設・設備を損傷しないよう、十分注意すること。損傷した場合は発注者に直ちに報告を行うとともに、原型復旧すること。
- ・電気、配線等に係る施工は、その方法、時期等を立山博物館担当者と調整すること。
- ・設置物と周辺の展示環境との調和等にも配慮すること。

(2) この業務は、国の交付金を活用した事業であり、会計検査の対象となることから当該委託業務が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、5年間保管すること。

(3) 本仕様書に定めのない事項または委託業務の内容に疑義が生じた場合は、速やかに立山博物館担当者に照会し、協議の上その指示に従うこと。

(別紙) 参考写真

A 新規サイン



B ゾーンサイン (全6基)



C 登山史・奉幣使年表の移設



D 石仏展示

現状（新しい時代の中へゾーン）

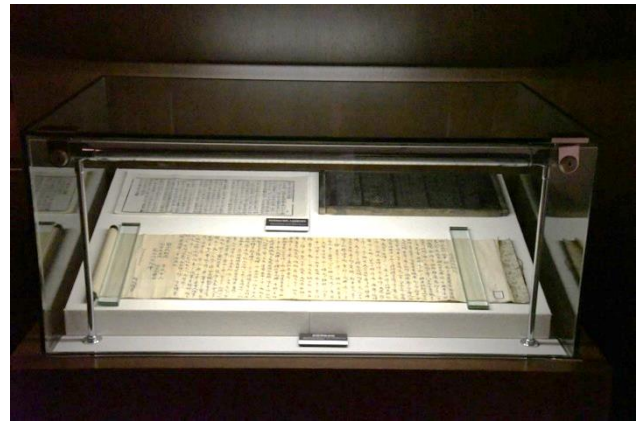
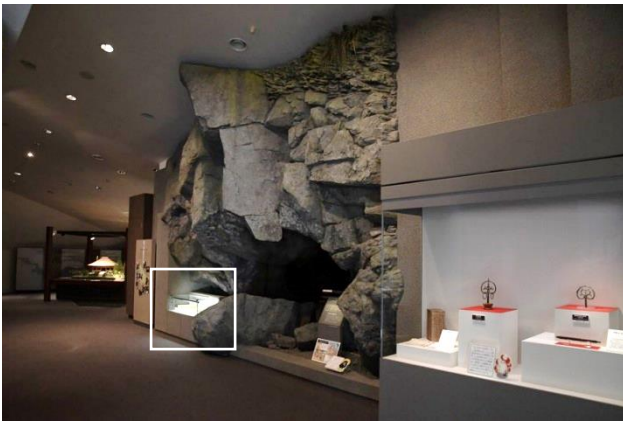


移設予定場所（立山に登拝するゾーン）



E 照明設備のLEDへの置き替え及び一部新設

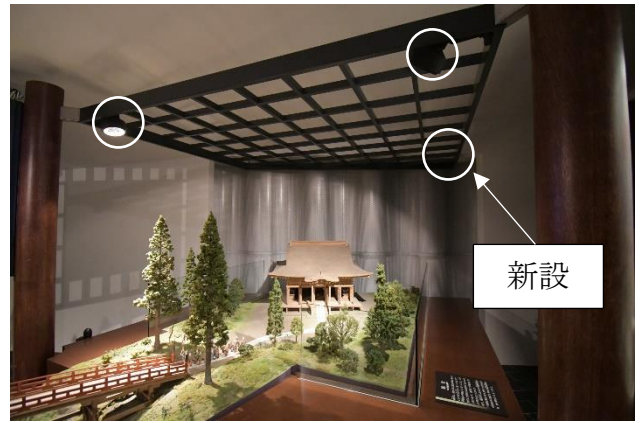
ア



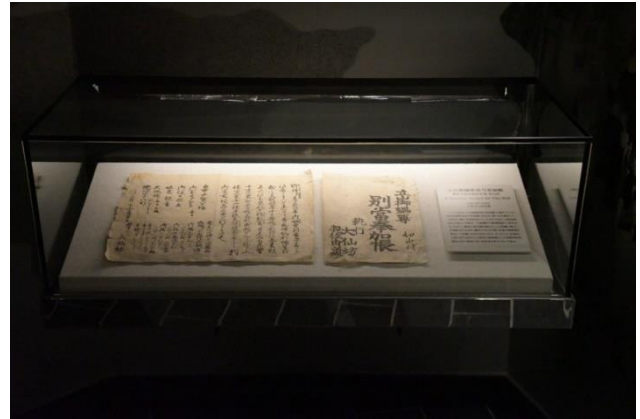
イ



ウ



エ



オ



F 移動式視きケースの設置

